

## イメージデータで提出可能な添付書類 (法人税確定申告等)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
 なお、この一覧は、平成30年4月1日以後終了事業年度等分（平成30年6月1日現在の法令に基づくもの）に対応しています。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ（XML形式又はXBRL形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。  
 なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（法人税確定申告等）](#)」でご確認ください。

主な項目	添付書類の名称
確定申告書の添付書類 (法人税法第74条、第81条の22、第144条の6)	①出資関係図 ②合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し
資産の評価益の益金不算入等 (法人税法第25条) (法人税法施行令第155条の6)	内国法人について再生計画認可の決定があったこと、当該決定があった旨を証する書類 など
資産の評価損の損金不算入等 (法人税法第33条) (法人税法施行令第155条の6)	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など
寄附金の損金不算入 (法人税法第37条、第81条の6)	特定公益信託に係る主務大臣の証明に係る書類の写し
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 (法人税法第59条) (法人税法施行令第155条の6)	更生手続開始の決定があったことを証する書類 など
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の4、第68条の9)	租税特別措置法施行規則第20条第18項各号の認定に係る書類の写し など
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (租税特別措置法第42条の12、第68条の15の2)	法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写し

主な項目	添付書類の名称
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4）	認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けたことを明らかにする書類
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第42条の12の4、第68条の15の5）	①中小企業等経営強化法第13条第1項の認定等に係る経営力向上計画の写し ②経営力向上計画に係る認定書の写し
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 （租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6） ※平成30年4月1日以後開始事業年度分適用	①中小企業者等が受けた中小企業等経営強化法第13条第1項の認定（同法第14条第1項の規定による変更の認定を含みます。）に係る同法第13条第1項に規定する経営力向上計画の写し ②上記①の経営力向上計画に係る認定書の写し ③上記①の経営力向上計画（中小企業者等経営強化法第14条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って行われる同法第2条第10項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（その経営力向上が行われたことが経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限り）の値により確認できるものに限り） ④教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額又は中小企業比較教育訓練費の額に関する実施時期、内容、国内雇用者の氏名並びにその費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称を記載した書類
特定地域における工業用機械等の特別償却 （租税特別措置法第45条、第68条の27）	産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 （租税特別措置法第46条の2、第68条の33）	次世代育成支援対策推進法第13条の認定をした旨を証する書類の写し など
企業主導型保育施設用資産の割増償却 （租税特別措置法第47条、第68条の34） ※平成30年4月1日以後取得の企業主導型保育施設用資産に適用	新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等を行うこと及びその事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類
特定都市再生建築物等の割増償却 （租税特別措置法第47条の2、第68条の35）	①確認済証の写し ②検査済証の写し ③国土交通大臣の証する書類 など
倉庫用建物等の割増償却 （租税特別措置法第48条）	適用を受けようとする倉庫用の建物等が租税特別措置法第48条第1項に規定する倉庫用建物等に該当するものであることなどを証する書類
海外投資等損失準備金 （租税特別措置法第55条、第68条の43）	経済産業大臣の認定に係る認定書の写し
新事業開拓事業者投資損失準備金 （租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2）	①投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し ②実施状況報告書等の写し など

主な項目	添付書類の名称
特定事業再編投資損失準備金 (平成29年改正前の租税特別措置法第55条の3、第68条の43の3)	①特定会社の名称が記載された特定事業再編計画の写し ②当該特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則第18条第1項の認定書の写し
農業経営基盤強化準備金 (租税特別措置法第61条の2、第68条の64)	認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類など
農用地等を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第61条の3、第68条の65)	農林水産大臣の認定計画の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした農用地等である旨を証する書類 など
土地の譲渡等がある場合の特別税率 (租税特別措置法第62条の3、第68条の68)	①買取証明書 ②収用証明書 ③認定事業者である旨を証する書類 ④宅地の用に供する旨を証する書類 ⑤認可したことを証する書類の写し など
短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率 (租税特別措置法第63条、第68条の69)	①買取証明書 ②収用証明書 ③認定事業者である旨を証する書類 など
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (租税特別措置法第65条の5、第68条の76)	①市町村長の当該土地等の譲渡につき当該勧告をしたことを証する書類又は当該勧告に係る通知書の写し ②農業委員会の当該土地等の譲渡につき当該あっせんを行ったことを証する書類など
特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (租税特別措置法第65条の7、第68条の78)	市町村長等が発行する特定の地域内に所在する資産である旨を証する書類 など
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第65条の10、第68条の81)	①登記事項証明書 ②交換分合計画の写し など
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例 (平成30年改正前の租税特別措置法第65条の11、第68条の82)	①登記事項証明書 ②開発許可通知書の写し など
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 (租税特別措置法第66条、第68条の84)	①登記事項証明書 ②交換の契約書の写し など
内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額等の益金算入 (租税特別措置法第66条の6、第68条の90)	①外国関係会社の貸借対照表及び損益計算書 ②外国関係会社の株主資本変動計算書 ③外国関係会社の勘定科目内訳書 ④本店所在地国の法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し など

主な項目	添付書類の名称
特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人の課税対象金額等の益金算入 （租税特別措置法第66条の9の2、第68条の93の2）	①外国関係法人の貸借対照表及び損益計算書 ②外国関係法人の株主資本変動計算書 ③外国関係法人の勘定科目内訳書 ④本店所在地国の法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し など
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 （租税特別措置法第67条の3、第68条の101）	免税対象飼育牛の売却が租税特別措置法第67条の3第1項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類
転廃業助成金等に係る課税の特例 （租税特別措置法第67条の4、第68条の102）	転廃業助成金等の交付をした者の当該交付に関する通知書その他これに準ずる書類又はその写し など
復興産業集積区域等において機械等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特別 控除 （東日本大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律第17条の 2、第25条の2）	東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する認定地方公共団体が発行するその建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類 など
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 （東日本大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律第18条の 2、第26条の2）	その賃貸が要件を満たすことを明らかにする書類 など
被災市街地復興土地区画整理事業等のた めに土地等を譲渡した場合の所得の特別 控除の特例等 （東日本大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律第18条の 9、第26条の9）	①国土交通大臣の当該被災市街地復興土地区画整理事業が同号に規定する減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨を証する書類 ②土地等の買取りをする者の当該土地等を買取った旨を証する書類 など
予定申告 （法人税法第71条第1項、第81条の19、 第144条の3）	被合併法人名、適格合併の日、被合併法人の事業年度又は連結事業年度、被合併法人の確定法人税額等を記載した別紙